

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 10 月 8 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象

財政課

2. 監査の期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 8 日

3. 監査の範囲

令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 8 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 4 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和 2 年 10 月 1 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

〈注意事項〉

時間外勤務手当の算出を誤って支給し、追給すべきものがある。

〔追給〕 週休日の時間外勤務手当の算出単価を、誤って 125/100 で支給していた。

135/100 が正しい。